

平成26年1月31日裁決

主文

全国健康保険協会〇〇支部長が、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対してした後記「理由」欄第2の3記載の原処分を取り消す。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、健康保険法(以下「法」という。)による傷病手当金(以下、単に「傷病手当金」という。)の支給を求めるとのことである。

第2 再審査請求の経過

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間について、腰椎椎間板ヘルニアの療養のため、同年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間(以下、「既決受給期間」という。)について、腰部脊椎管狭窄症(なお、後記のとおり、「腰部脊柱管狭窄症」と記載している資料もある。以下、「既決傷病」という。)の療養のため、いずれも労務に服することができなかったとして、傷病手当金の支給を受けた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日から同月〇日までの期間(以下「本件請求期間A」という。)、同月〇日から同月〇日までの期間(以下「本件請求期間B」という。)及び同月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間(以下「本件請求期間C」といい、本件請求期間A、本件請求期間Bを併せて、「本件請求期間」という。)について、腰椎変性側湾症(以下「本件請求傷病」という。)の療養のため労務に服することができなかったとして、平成〇年〇月〇日(本件請求期間A及びBについて)、同年〇月〇日(同Cについて)(いずれも、受付)全国健康保険協会〇〇支部長(以下「支部長」という。)に対し、傷病手当金の支給を請求した。
- 3 支部長は、平成〇年〇月〇日付で、請

求人に対し、本件請求期間については、いずれも「法定支給期間(1年6か月)を超えた請求であるため。」という理由により本件請求期間A及びBに係る傷病手当金並びに本件請求期間Cに係る傷病手当金を支給しない旨の2個の処分(以下、この2個の処分を併せて「原処分」という。)をした。

- 4 請求人は、原処分を不服とし、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 問題点

- 1 法第99条第1項は、傷病手当金の支給について、「被保険者(中略)が療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間、傷病手当金(中略)を支給する。」と定めており、また、同条第2項は、「傷病手当金の支給期間は、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関しては、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。」と規定している。
- 2 本件の場合、本件請求傷病と既決傷病は同一の疾病又は負傷及びこれによって発した疾病(以下、このような関連を有する傷病を、便宜上、「同一関連傷病」という。)と認めた上でなされた原処分に対し、請求人は、これを不服としているのであるから、本件の当面の問題点は、本件請求傷病と既決傷病は同一関連傷病と認められるかどうかであり、これが肯定的に認められる場合には、次に、既決受給期間最終日から本件請求期間開始日までの間に、いわゆる社会的治癒と認められる期間があったかどうかということになる。

第4 当審査会の判断

- 1 同一関連傷病かどうかについて判断する。
本件請求期間に係る健康保険傷病手当金支給申請書の「療養担当者が意見を記入するところ」(以下「医師意見欄」と

いう。) (労務不能と認めた本件請求期間Aに係るa病院・A医師作成の平成〇年〇月〇日付のもの、本件請求期間Bに係るb病院(以下「大学病院」という。)c科・B医師(以下「B医師」という。)作成の平成〇年〇月〇日付のもの及び本件請求期間Cに係る大学病院c科・C医師作成の平成〇年〇月〇日付のもの)によれば、傷病名に本件請求傷病が掲げられた上で、本件請求期間A、B、Cにおける主たる症状および経過、治療内容等は、それぞれ「両大腿、両足部のしびれあり、徐々に歩行に障害を来すようになった」、「以前より腰痛あり。H〇、〇/〇転倒。尻もちをつき、腰痛増悪、両足の痺れあり、徐々に歩行障害となり、〇/〇a病院を受診。精査・加療目的に〇/〇当科紹介受診。」、「H〇、〇/〇転倒し、尻もちをつき受傷。その後、腰痛、両足の痺れ出現し、徐々に増悪、歩行障害となり、〇/〇a病院を受診。MRIにてL3/4、4/5の狭窄を認め、〇/〇当科紹介受診。〇/〇入院し、〇/〇ミエロ施行。〇/〇退院。手術を予定した。」とされ、本件請求期間A、B、Cにおける「症状からみて従来の職種について労務不能と認められた医学的な所見」には、それぞれ「両下肢のしびれ、筋力低下のため」、「上記を認め、両下肢痛、歩行障害あり、労務不能と認めた。」及び「検査入院。外来通院加療のため労務不能」と記載されている。

請求人に係るd病院(以下「d病院」という。)診療報酬明細書(平成〇年〇月分から平成〇年〇月分までのうち、平成〇年〇月分、同年〇月分、同年〇月分、同年〇月分、平成〇年〇月分、同年〇月分、同年〇月分、同年〇月分、平成〇年〇月分、同年〇月分、平成〇年〇月分、同年〇月分を除くもの)によれば、請求人は、平成〇年〇月から平成〇年〇月までの期間、診療開始日を平成〇年〇月〇日とする「第3腰椎変形すべり症」「腰部脊柱管狭窄症」のために、診療報酬明細書のない月を除いて、それぞ

れの傷病のために、毎月定期的に加療を受けていることが認められる。

また、支部長の照会に対するB医師作成の平成〇年〇月〇日付回答書によれば、「第3腰椎すべり症」「腰部脊柱管狭窄症」と本件請求傷病との直接的医学的因果関係について、B医師は、「転倒との直接の因果関係はないと思われるが、側湾症と腰部脊柱管狭窄症、すべり症も併存している。」と回答しており、支部長の照会に対するd病院・D医師(以下「D医師」という。)作成の平成〇年〇月〇日付回答書によれば、請求人に係る「第3腰椎すべり症」及び「腰部脊柱管狭窄症」と本件請求傷病との直接的医学的因果関係について、D医師は、「レントゲン等所見の表現の違いです。腰椎変性側湾症はあります」と回答し、平成〇年〇月以降「第3腰椎すべり症」「腰部脊柱管狭窄症」に対して、腰トリガーポイントへの局所キシロカイン注、持続性ステロイドホルモンデカドロン硬膜外注射、薬物療法などによる治療を継続している。

以上の各資料によれば、請求人は、平成〇年〇月〇日を診療開始日とする「第3腰椎変形すべり症」「腰部脊柱管狭窄症」のために、平成〇年〇月まで医療機関に定期的に通院し、腰トリガーポイントへの局所注射、薬物療法を受けている。そうして、本件請求傷病と「腰部脊柱管狭窄症」「第3腰椎変形すべり症」は、医学的観点から併存しているとされており、それら各傷病の病変は、レントゲン等画像診断所見での表現の違いであるとも解釈され、各病変に共通の腰痛等の症状に対して、局所注射や薬物療法を受けていることが認められる。

そうすると、本件請求傷病は、上記に示した請求人に係る平成〇年〇月分までの診療報酬明細書上に傷病名として記載されていなかったが、その病態としては、本件請求期間開始月の平成〇年〇月に突然新たに発病した傷病とは認められず、平成〇年〇月〇日を診療開始日とする

「第3腰椎変形すべり症」「腰部脊柱管狭窄症」に合併して存在していた病態とするのが相当であり、時期によって、また、受診した医療機関によって傷病名が異なる理由としては、画像診断の所見の表現の違いとも捉え得るものと判断することができることから、既決傷病の「腰部脊柱管狭窄症」と本件請求傷病とは、同一関連傷病と認めるのが相当である。

2 いわゆる社会的治癒について判断する。

請求人に係る被保険者記録照会回答票（資格画面）によれば、請求人は、平成〇年〇月〇日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したが、平成〇年〇月〇日に再取得後は、平成〇年〇月〇日まで毎月の標準報酬月額が記録されており、賞与も定期的に支払われていることが認められることから、請求人は、継続して就労ができていたと認められる。そうすると、前記2に記載しているように、本件請求傷病は既決傷病と連続する同一関連傷病であり、経過中に通院を要しない月があったにしても、ほぼ継続して処置や薬物療法を受けていたと認められるが、その内容をみても、腰痛などに対する一時的な局所注射、外用薬等の鎮痛処置と傷病の増悪を予防するための循環改善薬（オパプロスモン錠）であり、これらは、いわば予防的治療の範疇内と認められるものであることから、既決受給期間終了日の翌日である平成〇年〇月〇日から本件請求期間開始前日の平成〇年〇月〇日までのほぼ10年間は、いわゆる社会的治癒に相当すると認め得る期間であったとするのが相当である。

3 そうすると、法定給付期間（1年6か月）を超えた請求であるとする原処分は相当ではなく、これを取り消すこととし、主文のとおり裁決する。